

姫路市 PPP 情報メール配信サービス「Himeji-PPP 通信」利用規約

(目的)

- 1 姫路市 PPP 情報メール配信サービス「Himeji-PPP 通信」(以下「本サービス」という。)は、姫路市から本サービスに利用登録をした者(以下「利用者」という。)に対して、指定管理者制度、PFI、公的不動産の有効活用等の公民連携事業(以下「PPP」という。)に関連する情報を電子メールでお知らせし、本市 PPP 事業に対する民間事業者の関心を高め参入を促すことを目的としています。

(概要)

- 2 本サービスは、姫路市が運用管理しています。
- 3 本サービスは、インターネットを利用できるパソコン、携帯電話等に対応しています。
- 4 本サービスは、全ての利用環境に対して完全な動作を保証しているものではありません。利用者の環境及び利用する機器によって、利用できない場合もあります。
- 5 本サービスの利用登録をもって、利用者がこの規約に同意したものとみなします。

(配信情報)

- 6 次に掲げる情報を電子メールで配信します。
 - (1) PPP 事業者募集情報
 - (2) サウンディング型市場調査募集情報
 - (3) PPP 研修会開催情報
 - (4) その他姫路市が必要と認める PPP に関連する情報

(利用登録)

- 7 本サービスの利用登録をすることができる者は、姫路市の PPP 事業に参画の意向を有する団体(法人格の有無を問わない。)とします。ただし、当該団体が暴力団(姫路市暴力団排除条例(平成 24 年姫路市条例第 49 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者である場合は登録できません。
- 8 本サービスの利用を希望する者は、登録フォームに必要事項を入力し、登録してください。

(利用登録の変更・解除)

- 9 本サービスの利用登録を解除する場合は、利用者が登録解除フォームに必要事項を入力し、登録解除を行ってください。
- 10 登録された利用者の情報(以下「登録情報」という。)を変更する場合は、登録を解除し、新規登録を行ってください。

(費用)

- 11 本サービスの利用登録及び利用に必要な機器類の用意は、利用者が自らの費用と責任において行ってください。
- 12 本サービスの利用登録は無料ですが、利用登録及び電子メールの受信その他の情報取得に係る通信料は、利用者の負担となります。

(個人情報)

- 13 登録情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切かつ安全な管理体制でこれを保護します。
- 14 登録情報の開示及び第三者への提供は行いません。ただし、法令に基づく開示請求があった場合を除きます。
- 15 登録情報は、本サービスの配信で使用するほか、PPP に関するアンケート調査及び個別の連絡に使用することがあります。また、個人を特定しない情報を統計的資料として使用する場合があります。

(本サービスの停止、登録情報の削除)

- 16 次の場合は、予告なく本サービスの停止及び登録情報を削除することがあります。また、姫路市は本サービスの停止又は登録情報の削除に関するいかなる責任も負いません。
 - (1) 登録されたメールアドレスに対して、配信が未着となった場合
 - (2) 利用者がこの規約に違反した場合
 - (3) 利用者の登録内容が虚偽又は誤りであると判断した場合
 - (4) その他姫路市が利用者として不相当であると判断した場合

(事業者選定における非優位性)

- 17 本サービスの利用登録は、PPP 事業者選定の際に優位性を持つものではありません。

(免責事項)

- 18 配信された情報により、利用者又は第三者が被った損害については、姫路市は一切責任を負いません。
 - 19 姫路市では、細心の注意をもって正確な情報提供に努めますが、緊急又は流動的な情報に関しては完全性、確実性を保証できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - 20 回線やサーバ混雑等により配信遅延又は未着などにより生じた全ての結果について、姫路市は一切責任を負いません。
 - 21 利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合、姫路市は一切責任を負いません。
 - 22 本サービスのシステムに異常が生じた場合は、予告なく本サービスを停止することがあります。これにより生じた利用者及び第三者への損害に対して、姫路市は一切責任を負いません。
- (その他)
- 23 この規約は予告なく変更することがあります。この場合の利用条件は変更後の規約によるものとし、利用者はこれに同意したものとみなします。
 - 24 その他この規約に定めのない事項については、姫路市が別に定めます。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 1 日から施行します。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。